

## 川崎市子どもの権利委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号、以下「条例」という。）第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の運営に関し、条例及び川崎市子どもの権利委員会規則（平成13年川崎市規則第55号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利状況に関する調査)

第2条 権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項を調査審議するにあたり、必要に応じて川崎市における子どもの権利状況に関する調査を行う。

(子どもに関する施策の評価の事前手続)

第3条 条例第39条第1項の規定に基づき、権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項に応じて子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の評価等を行うにあたり、施策の評価の視点や考え方を検討し、その内容をまとめ、市に提示する。

2 子どもに関する施策の評価にあたっては、権利委員会の事務局が施策の内容に応じて各担当部署に自己評価の実施を求める。

(子どもに関する施策の評価及び報告)

第4条 条例第39条第2項の規定に基づき、権利委員会は、前条第1項で提示した内容に基づいて市が行った子どもに関する施策の自己評価の結果について文書により報告を受ける。

(子どもに関する施策の評価内容等の説明)

第5条 権利委員会は、市から報告を受けた自己評価の結果の確認及び子どもに関する施策の充実に向けた方向性の検討等を目的として、子どもに関する施策その他関係機関の担当者から必要に応じて内容の説明を聴くことができる。

(市民及び市民団体からの意見聴取)

第6条 条例第39条第3項の規定に基づき、権利委員会は、市の行った自己評価の内容の検討等を目的として、市民及び市民団体からの意見を求めるも

のとする。

2 意見を求めるにあたっては、その趣旨を明らかにするとともに、施策の評価の内容等を公表する。

3 権利委員会は、必要に応じて意見を表明した市民若しくは市民団体と直接意見交換を行うことができる。

(子どもからの意見聴取)

第7条 条例第39条第3項及び第4項の規定に基づき、権利委員会は、市の行った自己評価の内容等について子どもから意見を求めるものとする。

2 前項の子どもからの意見を求めるにあたっては、意見を出しやすい場の設定及び子どもにわかりやすい表現に努める。

(答申書の作成)

第8条 権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項について調査審議した結果を 答申書にまとめ答申する。

(子どもの権利に関する行動計画に対する意見)

第9条 条例第36条第2項の規定に基づき、権利委員会は、市が子どもの権利に関する行動計画を策定する際に、策定の各段階で必要に応じて意見を述べることができる。

(部会)

第10条 規則第6条の規定に基づき、権利委員会は、その円滑な運営を図るため、幹事会及びその他部会を置くことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。